

横浜家庭裁判所委員会議事概要

第1 開催日時

令和5年12月11日（月）午後1時30分～午後3時30分

第2 場所

横浜家庭裁判所大会議室（本館5階）

第3 出席者

（委員）五十音順、敬称略

伊藤薫、高野堅、高本雅通、佐賀悦子、庄司宗弘、杉浦幸信、住田剛一、萩本修、三上孝浩、山田剛史、湯川浩昭、横田正久、渡辺穰

（事務担当者）

首席家庭裁判所調査官、家事首席書記官、少年首席書記官、事務局長、事務局次長、総務課長、会計課長、総務課課長補佐、総務課庶務係長

第4 テーマ

横浜家庭裁判所庁舎の利便性について

第5 議事概要

1 新任委員の紹介等

2 テーマ趣旨説明

3 テーマに関する基本説明

会計課長から今回のテーマについて説明を行った。

4 庁舎見学

横浜家庭裁判所本庁庁舎内の見学を行った。

5 意見交換（以下、◎委員長、○委員、■事務担当者）

○ 日頃からこの庁舎について感じていることとしては、まず、出入口が1か所に制限されているところが挙げられます。セキュリティ上必要なことでしょうが、特に高齢者の方や車いすの方にとっては不便ではないか、有事の際に来庁者の安全が十分に確保されるのだろうかという思いがあります。また、地震などの際には別館の出入口を開放するのだろうと思いますが、来庁者への案内を十分に行う必要があると思います。さらに、待合室も狭く、印紙や切手の販売所がないことも不便だと感じています。

なお、神奈川県内には本庁以外にも支部が設置されていますが、川崎支部庁舎ではエレベーターが少ない、相模原支部庁舎や横須賀支部庁舎では調停室が少ないなどの声がありますので、併せてお伝えします。

■ 御不便な面があるかもしれませんが、出入口を1か所にする措置は、セキュリティ上全ての来庁者に入庁時所持品検査を行う必要があることから実施しております。所持品検査のほかにも、裁判所において個別の事案の状況を把

握し、これを踏まえてより安全な裁判手続が実現できるよう、必要な対策を講じています。また、地震等が発生した際は、掲示までは行っていないが、別館の執務室で勤務する職員が、出入口を即座に開放して対応することとなっております。印紙及び切手の販売所については、収益面等の事情から全国的に裁判所庁舎内に設置することが難しい状況にあるとお聞きしております。

- 個別に配慮を要する方への対応として、事前に対応上の希望などについて調査を行っているということがあるか、また事案によっては来庁してもらうのではなく、テレビ会議や電話会議を活用するということがあるか、この二点について教えてください。

■ 一つ目の点については、申立書等、事前に当事者から提出される書面の記載内容等を見て配慮の要否を検討しています。また、二つ目の点についてですが、家事調停においては、必要に応じて、電話会議やウェブ会議を活用しております。

- ◎ 申立書等の事前提出書面から気になることがあった場合には当事者や代理人に電話をして情報を収集し、必要な準備を行うこともあります。

- このように、種々の提出書面や事前の収集で得た情報を基に、電話会議・ウェブ会議を活用するかどうかや、調停期日当日の調停運営等をどのようにしていくかについて検討しています。

- 日頃から裁判所の方が工夫されていることは承知していますが、現状では出入口を一つにして入庁時所持品検査が実施されており、当事者同士が鉢合わせることがないように、入庁時にはいつも気を遣うこととなり、十分に安全が確保されているのかと不安に思うこともあります。改めて所持品検査の態勢について検討していただきたいと思います。

- この庁舎はある程度年数が経過しているとはいえ、非常に構造的にはしっかりとした建物で、一般的に言うと減価償却の耐用年数が終わっていないのではないかと思います。他方、様々な社会情勢の変化によってウェブ会議の導入等が進められているように、今後もこうした変化が見込まれることを考えると、この庁舎では対応しきれない面があるように感じました。さきほど出入口を一か所にする点について別の委員から御指摘がありましたが、たとえば民間企業で本社ビルの建て替えがなされると、最近では入口を一つにして厳密なセキュリティチェックがなされる例も多いです。不便な面もありますが、セキュリティの観点からすると、現代においては当然のこととされていると思います。それから、先ほど切手や印紙の販売所が話題になりましたが、建て替えの際に庁舎を高層化して低層部分を民間企業に貸し出すということも考えられるのではないかと思います。また、庁舎が狭いという点についても、高層化を目指せば、土地がそれほどなくても、スペースが確保できるということもあるのではないのでしょうか。

- 当面は事件数の高止まりが続く又は増加するということが想定される状況でしょうから、執務スペースはもちろんのこと、書類の保管場所等の確保も

必要になると思います。対応としては、建て替えでなくとも、建物を上に増築するという事は考えられないのでしょうか。また、別館庁舎については、例えば、自動ドア等を設置して中から出る際にだけ開くようにする、あるいは、出口専用の扉を設置するといったことも検討してはどうでしょうか。

- 現在の庁舎は、改修工事がかなり行われており、もはや建て替えるしか解決策はないのではないかと思います。現状の策として別館庁舎にエレベーターを設置することは考えられるのではないのでしょうか。
- 見学したところだと、全体的に狭く、裁判所から説明があったように、これ以上活用するスペースもないように感じました。現代の情報技術の発達を踏まえると、裁判所職員の執務室等を一箇所に集中させずに分散してもよいのではないかと、そうしてできたスペースを別のことに活用することはできないかと思っています。また、バリアフリーが求められる昨今では、車いすを利用される方などが障壁を感じることも、望ましくないため、別館庁舎にもエレベーターが設置されている方がよいと感じました。それから別の視点からの気づきですが、必ず来庁してもらうのではなく、IT技術も活用して安全を確保しながら事件を運営する必要があるのではないのでしょうか。
- セキュリティの維持とスムーズな動線の確保というのは、トレードオフの関係にあり、また庁舎の建て替えが難しいという大きな制約の中で、対策を講じるのは難しい問題だと思いました。ただし、動線については、工夫次第で現状の庁舎においても実践できるものがあるように思います。例えば、障害を抱えている方に対しては、その状況に応じて、階を上下しなくても移動できるようにしたり、利害関係のある方同士の動線を配慮したりするなどが挙げられます。病院などでは、コロナ禍において、発症した患者さんとそうでない患者さんとで動線を分ける工夫をしていたのですが、そういう例も参考になるかもしれません。また、裁判所は全国にたくさんあるでしょうから、似たような状況の庁でなされている工夫・事例を共有する機会があるとよいのではないのでしょうか。
- 私たちの業界においても、執務する建物が古く、会議室がないという所も多くあり、改修工事等を行いながら対応しています。こちらの庁舎で考えれば、例えば、複数ある会議室を一つにして、必要に応じて仕切りを作るなどということもあろうかと思っています。
- 先ほど裁判所からの説明があったとおり、当方にも毎日のように後見制度に関する相談の電話が入っています。例えば、障害を抱えたお子さんを介護している親御さんが高齢になり、親御さんが亡くなった後にどうしたらよいかということで後見制度の利用を検討しているという相談が増えています。また、障害を抱えた方の地域生活への移行を国が進めているので、今後ますます成年後見の件数が増えることが予想され、これに伴って裁判所職員の職務環境を検討する要請が高まるのではないかと感じました。また、特に心疾患を抱えている方にとっては、エレベーターがないということは問題ではないかと思っています。心疾患も含め、内部障害を抱えている方は、車いすを使っ

ている方とは違って外見からは障害を抱えていることが分からないため、事前の案内や確認がいっそう重要となるので、配慮いただきたいと考えているところです。

- ◎ 本日は、様々な視点で御意見をいただきました。今後の裁判所の運営を考える上で、参考にさせていただきます。

第6 次回開催日時及びテーマについて

テーマ：少年非行の最近の傾向及び横浜家庭裁判所における少年の立ち直り支援

開催日時については、追って指定